

上野事務所ニュース

23年12月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

特定(産業別)最低賃金

10月に最低賃金が更新されました。
(千葉:748円、埼玉:759円、東京:837円)これとは別に下記に列挙した産業には、都道府県ごとに産業別の最低賃金があり、12月に更新されます。

千葉県の特定(産業別)最低賃金

	最低賃金
調味料製造業 (平成23年12月25日より)	810円
鉄鋼業 (平成23年12月25日より)	850円
はん用機械器具、生産用機械器具製造業 (平成23年12月25日より)	827円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (平成23年12月30日より)	829円
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業 (平成23年12月25日より)	812円
各種商品小売業 (平成23年12月25日より)	788円
自動車(新車)小売業 (平成23年12月30日より)	819円

通勤手当、精皆勤手当、時間外割増賃金、その他臨時に支払われる手当等は除きます。

産業の種類は、日本標準産業分類を元に区分されます。会社の産業種類がわからない場合はお尋ねください。

3年以内既卒者に対する奨励金制度の延長及び特例措置

平成23年度で終了予定だった3年以内既卒者に対する奨励金が、次のように延長されました。

◆東日本大震災には更に特例があります
震災特例専用求人(ハローワーク)に提出し、災害救助法適用地域※に3月10日以前から居住する対象者を採用した場合は、延長期間が異なります。支給額も拡充措置がされていますのでご確認ください。

		基本 (特例措置以外)	東日本大震災 特例措置
3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金	延長内容	平成24年6月末までにハローワークから紹介を受け、平成24年7月末までに雇用開始した労働者が対象	平成25年3月末までに紹介を受け、平成25年4月末までに雇用開始した労働者が対象
	支給内容	正規雇用から6ヶ月定着した場合100万円 (雇用適用事業所単位で1事業所1回のみ)	正規雇用から6ヶ月定着した場合120万円 (雇用適用事業所単位で1事業所最大10回)

3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金	支給内容	有期雇用(トライアル雇用)期間(原則3ヶ月) :1人につき月額10万円 正規雇用から3ヶ月後 :50万円	有期雇用(トライアル雇用)期間(原則3ヶ月) :1人につき月額10万円 正規雇用から3ヶ月後 :60万円

※千葉県 の災害救助法対象地域は、美浜区、山武市、浦安市、香取市、我孫子市、習志野市、山武郡九十九里町

外国人雇入れ時の 就労資格確認② ～在留カード～

平成24年7月頃を目処に、上陸許可や在留期間の延長といっ

た在留に関わる許可に伴って、在留カードが交付されることとなります。この制度の導入に伴い、外国人登録制度は廃止されます。

1.在留カードの対象者

以下の①～⑥のいずれにも当てはまらない人

- ①「3月」以下の在留期間の人
- ②「短期滞在」の在留資格の人
- ③「外交」または「公用」の在留資格が決定された人
- ④これらの外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤特別永住者
- ⑥在留資格を有しない人

2.在留カードの内容

在留カードには写真が表示されるほか、以下の事項が記載されます。

- i.氏名生年月日、性別及び国籍の属する国又は地域
- ii.住居地
(日本における主たる住居の所在地)
- iii.在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
- iv.許可の種類及び年月日
- v.在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
- vi.就労制限の有無
- vii.資格外活動許可を受けているときはその旨

Q&Aなぜなにどうして?

Q ; 我が社では、日本で雇入れた者を中国の支社で働かせていますが、今後は中国でも社会保険に加入させなければならぬと聞きました。日本で社会保険に加入しているのに、中国でも加入しなければならないのでしょうか?

A ; 就業証書(ビザ)を所有する外国人に中国での社会保険加入が義務付けられることとなりました。年末までに加入登録を行う必要があり、平成23年10月15日に遡って保険料が徴収されます。日本で社会保険に加入をしている方でも加入する必要があります。

日中間で社会保障協定を締結するまで、保険料の二重払いとなります。

地域によって保険料率や給付内容、帰国時の保険料返還の有無や返還内容は異なるようです。

◆北京市の社会保険の場合

①保険の種類

年金、医療、失業、出産、労災

②保険料率

毎月の国内、国外を含む収入※を元に計算され、会社負担は収入の約31%、個人負担は収入の約10.2%です。

※上限額あり。昨年は12,603元。(日本円にして約154,000円)

例) 月額給与が国内・外含めて30万円の方の保険料(上限154,000円に該当)

会社負担分(月額)

$154,000 \text{円} \times 31\% = 47,740 \text{円}$

個人負担分(月額)

$154,000 \text{円} \times 10.2\% = 15,708 \text{円}$

会社と個人負担を併せて月63,500円、年間で約77万円の負担となります。

上野事務所の今年の業務は

12月28日(水)まで

新年は、

1月5日(木)から

とさせていただきます。

今年も一年、有難うございました。

来年も宜しく願いいたします。